

令和4年度魚沼更生福祉会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

昨年と今年の2年にわたり開催された東京パラリンピック、北京パラリンピックでは、世界中から集まったアスリートたちが自分の力を最大限発揮して活躍する姿に感動が広がった。

東京パラリンピックでは、本県出身の佐藤ひらりさんの国歌斉唱や競泳で銀メダルを獲得した山田美幸さんなどの活躍が、県民の誇りとなった。

魚沼地域において障害福祉に携わる社会福祉法人として、障害の有無にかかわらずお互いの個性を尊重し合いながら共に暮らしていく共生社会の実現に向けた努力を続けていかなければならない。

新型コロナウイルス禍は3年目を迎えた。この間、利用者のご家族には制約の多い不自由な生活をお願いしてきたが、引き続き、法人内に設置した感染防止対策会議を感染状況に即応して開催し、職員一丸となって徹底した感染防止対策を講じ、利用者のご家族が日常生活を送るために必要な各種サービスの質を確保しながら中断することなく提供できるよう努める。また、非常事態に備えて迅速に対応できるよう、かかりつけ医など医療機関との連携を整えておく。

魚沼市は、山間僻地も多く、公共交通機関の利便性などから生活する地域によって必要とするサービスの利用に格差が生じないようにしなければならない。このため、福祉サービスを希望する人がサービスを利用しやすくなるよう、各施設・事業所が行っている送迎サービスを効率的・効果的に相互利用できる運用体制を検討する。

地域における公益的な取組みについては、昨年度勉強会を委員会に格上げして議論を深めてきた。その成果をもとに、法人の強みを活かした取組みを開始する。

また、昨年10月に移設新築したまたたびの家は、生産活動である弁当事業と建物に併設したカフェ・地域交流室を拠点として、北部地域が抱える高齢化や過疎化に対応するインフォーマルな取組みを推進する。

昨今、福祉分野では、人材確保と人材定着が大きな課題になっている。優秀な福祉人材を確保して良質な福祉サービスを継続しさらに発展させるために、職員処遇の向上と働きがいのある職場づくりに取り組んでいかなければならない。

働き方改革では、数年前から臨時職員の正規職員への転換を進め、再雇用制度の拡充や職員アンケートによる長時間労働の削減に取り組んできた。

福利厚生についても、休暇制度の充実や職員一般検診項目の追加など改善に努めてきたが、今年度は、全職員を対象とした福利厚生に関するアンケート調査を実施し、職員の満足度の向上や健康の維持など、働きやすい環境づくりに取り組む。

2 事業方針

(1) 新型コロナウイルス対策

各施設・事業所は、感染防止対策を徹底する。職員が感染し事業運営に支障が生じる事態になった場合は、他施設・事業所の職員が勤務に入る協力体制を取る。

(2) 通所事業所の生産活動の安定化と工賃向上

コロナ禍において受託作業の生産活動が停滞する事業所があったが、昨年来受注に回復傾向が見られている。生産活動に係る感染防止対策の徹底を通して生産活動を安定化、充実させ、働く場の提供と工賃の向上を図り、利用者が自立した日常生活と社会生活を営めるよう努める。

(3) 資格取得と専門性の向上

新型コロナウイルス感染症の拡大当初は、各種研修会の多くが中止になったが、その後、リモートによる研修が増えたことで、複数の職員が受講できるようになり、専門性の習得に資する研修機会を得ることができた。

半面で、演習が必要なサービス管理責任者など、有資格職員の配置や給付費に必要な資格要件を得る研修が減少した。

このため、研修会等の再開状況を踏まえ、資格が得られる研修会に積極的に職員を受講させる。

(4) 就労支援事業等の取組

湯之谷工芸が実施する就労移行支援と就労定着支援は、昨年度、一般就労を目指して就労継続支援B型から就労移行支援に移行した人や他事業所を退所して就労定着支援の支援を受けながら一般就労した人などが利用した。また、就労定着支援を受けた4人の利用者が、就労の定着につながった。

魚沼市にある唯一の就労移行支援と就労定着支援の事業所として、今後も、就労を望む人の目標が実現するよう、就労移行支援の強化と就労定着支援の充実を図り、一般就労移行に向けた一層の支援に取り組む。

(5) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

ア コロナ禍にあっても、サービスの質が低下しないよう確保に努める。

イ 昨年度のひろかみ工芸に続き、かけはしにおいて福祉サービス第三者評価を受審し、提供しているサービスの現状を把握し、より良いサービスの向上を図る。

ウ 利用者の強みや障害特性、仕事の適性などを的確に把握し、本人が望む生活が実現できるよう支援の質を高め、良質で効果的なサービスを提供する。

エ 各施設・事業所が、専門性を向上させ、事業の目的に即した専門機能を発揮し、障害者の自立と社会参加を促進する。

オ 支援にあたっては、市町や相談支援事業所など関係機関との密接な連携に努める。

カ 障害者虐待を防止するため、利用者の人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、各施設・事業所に設置した虐待防止委員会が定期的なセルフチェックを実施する。

キ 防災訓練と防犯訓練を定期的実施して対策を強化し、利用者及び職員の意識を高め、利用者の安全と安心を保障する。

(6) 法人運営の強化

- ア 経営組織のガバナンスの強化に努め、定款や現況報告書、役員報酬基準等を公開するなど透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。
- イ 法人本部に置くホームページ編集委員会を活性化し、ホームページを効果的に活用した戦略的な広報活動を展開する。
- ウ 研修委員会が主体となって、障害分野における専門的な職能の他、サービス提供者として必要とされる資質を向上させるため、多様な研修内容を企画、充実させ、職員の育成に努める。

(7) 法人サービス事業の充実・強化

- ア 各施設・事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。
- イ 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。
- ウ 法人内の各種会議を活発にし、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。
- エ 魚沼市の地域生活支援拠点等の支援体制に、各施設・事業所がそれぞれの機能を活かして役割を果たし協力していく。
- オ 地域の実情に応じた公益的な取組を委員会が中心となって具体化し、各施設・事業所が連携し協働した取組を実施し、地域社会に積極的に貢献する。

II 六 花 園

1 基本方針

入所型施設である六花園とグループホームは、利用者の生活の場であり、感染者が発生した場合でも事業を継続する。感染防止対策の徹底を講じてもなお、職員が感染し人員に不足が生じた場合には、他事業所から職員の応援を得て事業を継続する。

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。

高齢化の進行と介護度の増加により、昨年度、老人介護施設への入所移行や病気の悪化などにより退所する利用者が複数人あった。

このため、高齢化の進行に対応した体調管理や健康状態の把握を徹底し、介護度の増加や心身機能の低下、各種疾病などに細心の注意を払う。そして、的確、迅速に医療機関を受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を未然に防止する。

コロナ禍のため、日中活動を制限し各種行事や集団での活動などを縮小した日課を余儀なくされているが、その状況下にあっても、創意工夫をしながら日々の生活に豊かさやメリハリを持たせる。そして、新型コロナの収束状況を見ながら、通常の活動日課に戻し、利用者の体力保持や身体機能の維持、介護予防の他、ゆとりを重視した生きがいや張り合いの持てる日課を提供する。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を中心に生活支援員や世話人、夜間支援員が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所と連携を取りながら適切な支援に努める。また、入居者の高齢化が進んでいることから、一人ひとりの体調管理や健康状態の

把握に努め、安定した就労の継続を支援する。必要によっては、介護保険サービス事業所と連携し、介護サービスを併用しながら地域での生活を支える。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして他事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取り組む。

2 重点事項

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

ア 日中活動や支援プログラムは、生活介護の目的に沿って利用者の高齢化の進行に応じた日課を提供し、適切な支援を行う。

イ 介護福祉士の資格を有する職員が講師を務める園内研修を継続し、介護技術や予防、医学的知識の習得に努める。

ウ 在宅障害者のニーズに応えられるよう地域への周知を図るとともに、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、障害の種別を問わない利用の拡大を図る。

エ 魚沼市の地域生活支援拠点等に、入所型施設としての機能を活かして役割を果たす。

オ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

ア 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員が連携した支援を行えるよう日々のミーティングの他、定期的に世話人会議、夜間支援員会議を開催して情報の共有を図り、組織的で有機的な運営を推進する。

イ 個別支援計画に基づいた支援に努め、職員間で情報を共有し、モニタリングを実施しながら安定した居住生活が営まれるよう支援する。

ウ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援事業所など関係機関との連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。

エ 「やまのて」に併設した短期入所の受入れを積極的に行い、地域生活の継続を支援する。また、宿泊生活経験の機会や場として活用する。

オ 魚沼市の地域生活支援拠点等に協力し、障害のある人の地域生活の継続を支援する。

カ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。

キ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。

(3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応

ア 医療機関との連携の確保、強化を図る。

イ 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者の心身状態の把握と健康管理に努める。

ウ 休日夜間等に緊急事案が発生した場合、迅速・適確に医療機関に連絡を取り、利用者の命を最優先に対処する。

エ 病院退院時にその都度退院時カンファレンスを実施し、利用者の受入れが円滑に行えるよう職員間で情報を共有する。

オ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支

援に努める。

(4) 権利擁護の取組

- ア 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを行い、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
- イ 「身体拘束適正化の指針」に基づいて適正化をさらに推進するため、身体拘束適正化委員会を定期的に開催して対策を検討する。また、年1回適正化のための研修会を開催する。
- ウ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。

(5) 安全対策の強化

- ア 新型コロナウイルス対策を徹底し、利用者の感染防止に努める。
- イ 感染者が発生した場合を想定した、防護服の着脱訓練や対応訓練(シミュレーション)を定期的実施する。
- ウ 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
- エ 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。
- オ 防災訓練を毎月1回実施して適切な対応行動を取り、状況に応じた避難ができるよう対処能力を高める。また、緊急時の炊き出し訓練を厨房委託業者も参加して年1回実施する。
- カ 六花園及び一部のグループホームは、土砂災害防止法改正により作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施する。
- キ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を警察署の協力を得て実施するなど利用者が安心・安全な生活を送られるよう、防犯対策を強化する。

(6) 職員の資質向上

- ア 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
- イ 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に受講させ、復命研修を実施して職員間で共有する。
- ウ 高齢者介護の知識や技術を習得する園内研修会を開催する。また、外部研修を受講し、職員の介護支援能力の向上に努める。
- エ 自主学习できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。

(7) 地域貢献の取組

- ア 学生の施設実習を積極的に受入れ、福祉人材の育成に寄与する。
- イ ボランティアの開拓を進めて積極的に受入れ、知的障害への理解と交流を促進する。
- ウ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。
- エ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。

(8) 家族との連携と協働

- ア 新型コロナ収束後には、担当職員が利用者家族宅を訪問し、利用者の生活状況を伝えるとともに、家族との顔の見える関係を構築する。
- イ 適宜、家族に利用者や施設の状況を適切に伝え、また、今日的な福祉の動向など有益

な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。

ウ 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。

エ コロナ禍で家族との交流機会が制限されていることから、家族向け広報紙「ひろば」を随時発行し、利用者の様子や六花園の状況などを伝えていく。

Ⅲ かけはし

1 基本方針

コロナ禍であっても日常生活に必要なサービス提供を行うため、感染防止対策を徹底し、在宅の障害児者とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、障害福祉サービス等を効果的かつ適正に提供することを基本方針とする。

2 重点目標

(1) 新型コロナウイルスへの対応

かけはしの居宅介護等事業、放課後等デイサービス、相談支援事業については、障害児者及びその家族等の日常生活を支援するために不可欠なサービスであることから、地域でコロナ感染が発生した場合であっても感染防止対策を徹底し、サービス提供の継続実施に努める。

(2) 北部サテライト事業の実施

北部地域に相談支援事業と地域活動支援センターⅠ型事業のサテライトを開設し、利用対象者等の相談対応や社会参加促進、地域交流の機会を増やしサービスの向上を図る。

(3) 福祉サービス第三者評価受審に向けた取組み

福祉サービス第三者評価の受審を見据え、令和4年度に第三者評価基準を活用した自己評価を実施する。これにより事業運営における課題を把握しサービスの質の向上に結びつける。

(4) 相談支援事業の充実

ア 地域課題や満たされないニーズの集約、魚沼市基幹相談支援センター設置に伴う業務の整理、地域生活支援拠点等における相談機能の整備、障害者の高齢化に伴う介護保険制度との調整を進める。

イ 魚沼市自立支援協議会の事務局として、地域の実情に応じた地域課題等について、専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携、協議の機会を提供する。

ウ 計画相談支援及び障害児相談支援は、利用者ニーズに基づいた質の高い支援の提供を行う。また関係機関との連携を密にしてきめ細やかな支援を提供する。

エ 地域相談支援では、地域定着支援の積極的な提供により地域生活支援拠点等や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組み等に対応できる支援を実施する。

(5) 居宅介護等事業

ア 在宅障害児者や福祉サービスの新たなニーズを把握し、速やかに対応する。

イ 居宅介護等事業の研修計画による定期的な研修等を実施し、サービスの質の向上を図る。さらに獲得したスキルを伝達し、法人全体の介護技術の向上に活かす。

ウ 医療的なケアを必要とする利用者に対してサービス提供できる体制整備を進める。

(6) 障害児通所支援事業

ア 利用児童のニーズと地域の児童支援体制の課題に対応し特性に合わせグループ化に

よる支援を導入し、「従たる事業所」の増設等の検討を行い計画化する。

イ 放課後等デイサービスのサービス提供体制を強化するため、保育士及び児童指導員の育成と計画的な人員確保に努める。

ウ 魚沼市子育て支援センターの事業に参画し、技術協力を行い市内の療育・発達支援の課題を共有する機会を設ける。

(7) 地域生活支援事業

ア 地域活動支援センターⅠ型事業は、余暇活動支援を中心に社会参加促進事業を実施し対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。また、自立支援協議会と連携し市内の障害者スポーツ振興を推進する取組みを実施する。

イ 地域活動支援センターⅡ型事業は、余暇活動支援を中心に利用者の地域交流や社会体験・社会参加の機会を増やし生活体験の拡大を実感できるサービスを提供する。

ウ 移動支援事業は、個別、グループ2つのタイプのサービスにより外出の際に必要な支援を行い、地域の中で行動範囲を広げ社会参加・交流の機会を提供する。

エ 長岡市精神障害者デイサービス事業は川口地域の利用者の交流の場を提供する。

(8) 公益事業の推進

ア サービスの実施にあたっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。

イ 安全運転や利用者の障害特性に関する研修を開催し知識と技術の向上を図る。

ウ アルコールチェッカーを導入し運転者の健康状態を含めた安全運転管理を励行する。

(9) 障害特性に対応した支援のスキルアップ

ア 利用者の多様な障害特性に対応するため、かけはしの研修計画を事業ごとに作成する。

イ 令和4年度は、法人の課題別研修：虐待防止研修を担当。また、各部署に研修担当を配置し行動障害及び介護技術の基礎の習得、OJTの整備を目標に研修を実施する。

(10) リスクマネジメントの強化

ア 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書、ひやりメモ等の対象事案の原因を分析し、再発防止対策の検討を行いサービス提供中の事故等の防止に努める。

イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。

ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

エ 虐待防止の取組みを強化するため、虐待防止検討チームを設置し利用者の権利擁護の観点から虐待防止対策を検討し実施する。併せて身体拘束等の適正化を推進する。

オ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のためにマニュアルを作成し適切に対処する。避難確保計画を活用し地域防災訓練に積極的に参加する。

カ 感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組みを徹底する。

(11) 職員の資質向上

ア 倫理綱領、職員行動規範及び法令遵守の徹底を図る。

イ 各種研修会の受講についてオンラインの活用により積極的に行い、質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得し職員間で共有する。

ウ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

(12) 業務改善の取組み

ア 時間外労働に関するアンケート結果をもとに事業所課題を職員全体で共有する。

- イ 事業所課題の改善策を検討し対応可能なものから取組みを進め業務改善を図る。
- (13) 地域貢献の取組み
 - ア 「地域社会とのつながり」を軸としたりサイクル活動を継続実施する。
 - イ 市内の教育機関や企業等で障害福祉の理解を深めるため出前講座を実施する。
 - ウ AED設置を魚沼市HP等で公開し近隣地域に周知を図り緊急対応に貢献する。

IV 堀之内工芸

1 基本方針

新型コロナウイルス感染防止の徹底を継続するとともに、変化した環境に順応した支援に努める。

就労継続支援B型については、コロナ禍の影響で受託量の伸び悩みや原油価格高騰によるコスト増が懸念される中、受託事業の価格交渉を進めるとともに、自主製品開発について引き続き精力的に取り組む。就労支援においても積極的に関わり、丁寧なアセスメントによるニーズの抽出を行い関係機関との調整を図り就労の実現に努める。

また、生活介護では「強度行動障害者への適切な支援」に特化した所内研修を行い、職員の専門性を高めサービスの質の向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ア 作業の効率化及び生産性を上げることにより、工賃の向上を目指す。
- イ 作業の安定化と継続性が可能となるよう、利用者の育成や環境調整を行う。
- ウ 就労の場開拓は関係機関とも連携し、就労機会の実現に向けた支援を行なう。
- エ 取引企業に対し、価格交渉を行い工賃向上に繋げる。
- オ 利用率の向上を図る。

(2) 生活介護

- ア 障害特性に配慮し、安全性が確保されるよう支援体制の充実を図る。
- イ 本人の興味・関心を踏まえ、自立に向けた社会参加の機会を設ける。
- ウ 支援計画に基づいた個別対応のプログラム化の充実を図る。
- エ 利用率の向上を図る。

(3) 生活支援

- ア 地域生活の継続に必要なサービスの提供と社会資源の活用を促す。
- イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
- ウ 共生型サービスについて、継続して調査・研究を行なう。
- エ 介護浴槽は大きな地域資源のため活用方法を検討する。
- オ 創作活動を積極的に取入れ作品の発信・認知・やりがいの向上に繋げる。

(4) 地域福祉の推進

- ア ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れ、人材の育成に努める。
- イ 地元行事の参加や住民との関係性を深め、交流・活性化に努める。
- ウ 公益的取組について内容、方法等を検討し取り組む。

(5) サービスの質の向上

- ア 精神障害・高齢者の対応スキルの習得と学習会（自閉・行動障害）を実施する。
- イ 業務内容の明確化と標準化に努め支援の共通認識を図る。
- ウ サービスの自己評価を行ない、支援の向上に結びつける。
- エ 専門的な研修参加や資格取得を促し支援技能を高め質の高いサービスを提供する。

(6) 危機管理について

- ア 事故報告、ヒヤリ・ハット及びマニュアルの改正により、安心・安全な施設運営を図る。
- イ 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応する。
- ウ 個人情報取扱規程に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意を払う。
- エ 設備、備品等は定期点検を実施し、安全管理に努める。

(7) 家族会

- ア 施設運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- イ 情報提供・開示及び研修を通じ、福祉制度の理解と家族会の活動を支援する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

令和4年度も引続き新型コロナウイルス感染症予防のため情報の提供・共有を図り、「事業所にコロナを持ち込まない」を徹底し、利用者が安心・安全に通所できるよう努める。

就労移行支援については、対象者が減少している状況であるが、相談支援事業所や関係機関との連携を図り定員確保に努める。

また、就労定着支援では、一般就労した利用者に定期的に面談をすることでコミュニケーションを図り、安心した日常生活が送れ、職場に定着できるよう支援を行い事業の充実を図る。

ア 照明器具の交換

平成30年度に緊急性のある場所のみ照明器具の交換を行ったが、その他の場所においても照明器具の老朽化により支障が出ていることから交換工事を行う。

イ 内部改修工事(床・壁)

内部改修工事(床・壁)の実施については多額の費用が掛かることから財源の確保と、工事期間中の作業場所等の確保実施に向けた計画立案を進める。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ア 生産活動を通じて、一般就労に向けての訓練の場として支援を行うとともに、企業等の開拓を図り情報の提供ができるように努める。
- イ 個別支援計画の作成、モニタリングの実施等により、利用者支援に努める。
- ウ 地域の障害者が、就労に向けての訓練の場として利用できるように、今後も関係機関との連携を図り、就労移行支援を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型

- ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた作業提供をして、働くことへの意識付けを図る。
- ウ 食堂経営について、メニュー内容等の検討を継続して行い利用者等の満足のいく食事を提供する。

(3) 就労定着支援

- ア 一般就労後、職場定着に繋がるよう利用者との面談を通して、生活面、精神面等の課題把握に努めるとともに、企業や関係機関との連携を図り、課題解決に必要な支援を行う。

(4) 生活支援

- ア 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。
- イ 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(5) 地域福祉の推進

- ア コロナ禍により地域交流の場を設けたり、ボランティアや実習生を受け入れたりすることが困難と思われるが、感染防止等に十分努めながら出来る範囲で積極的に受入れ等を行い、地域との交流を深めていく。
- イ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(6) サービスの質の向上

- ア 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。
- イ 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。
- ウ 職員行動規範等に基づき、利用者の権利等を尊重し、安心して安全な生活ができるようサービス向上に努める。

(7) 危機管理

- ア 防災訓練等を行い、危機管理に努める。また、職員間で事故報告書、ヒヤリ・ハット等の報告書による原因分析を行い、再発防止に努める。
- イ 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。
- ウ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- エ 虐待防止に関する規程を遵守し利用者の人格・尊厳を尊重した支援に努める。
- オ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(8) 家族会

- ア 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
- イ 研修等の機会を設け、福祉の動向等の理解を深めてもらう。

VI ひろかみ工芸

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策については利用者、職員、家族へ引き続き健康管理や行動制限の協力をお願いし、感染予防に努めていく。また、行事はできるだけ実施できるよう創意工夫を図り、利用者へ教養娯楽の機会を提供できるよう検討する。

弁当事業では、今後も作業量と工賃確保のバランスを考慮しながら食数確保に努める。

受託作業については、安定した作業量を確保するとともに、今後も施設外就労に向けた実現に向け企業と連携を図っていく。

利用者支援においては、令和3年度の福祉サービス第三者評価の受審に伴う改善への取り組みと、職員の資質向上に向けた積極的な研修受講を進める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 生産活動を通して、働くことへの意欲・意識向上に努める。

イ 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる工賃向上をめざす。

(2) 生活支援

ア 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。

イ 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(3) 地域福祉の推進

ア 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。

イ 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(4) サービスの質の向上

ア 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。

イ サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。

ウ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化と標準化に努める。

エ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題点を明確にし、改善につなげる。

(5) 危機管理について

ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。

イ 解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。

ウ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。

エ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(6) 家族会

ア 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。

イ 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VII またたびの家

1 基本方針

令和3年10月から、新規事業として取組んでいる弁当事業については、お客様の要望をとり入れながら引き続き品質の維持・向上に努めていく。また、食数も営業活動で更なる増益するよう努め、受託作業と併せ工賃の向上を目指していく。

利用者支援については、障害特性に配慮し、より質の高いサービスの提供に努め、利用率の向上に繋げる。

また、「かけはし」が地域交流室を活用し、相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業をサテライトで実施することで北部地域の福祉サービスの向上に繋げる。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。

イ 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。

(2) 生活支援

ア 家庭や関係機関と連携し、より良いサービスの提供に努める。

イ 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉の推進

ア 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。

イ 将来的に就労を目指している利用者のため、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を利用者のニーズに応えながら支援する。

ウ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

エ 「カフェまたたび」「地域交流スペースあちこたねえ」を地域住民や地域の各団体等から活用していただき、地域の活性化に繋がるよう努める。

オ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

ア 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの質の向上に努める。

イ 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。

ウ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。

(5) 危機管理について

ア ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。

イ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

ウ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市精神障害者家族会との関わり

- ア 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。また、事業所の活動を紹介し、理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

利用者一人ひとりの障害特性、ニーズに合わせた活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上のために必要な支援を行う。また、利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域貢献に関しては関係機関との連携を図り、地域のニーズに合わせた取り組みを行う。指定管理事業所としてより高い成果を上げるため、利用者が安心して日中活動が行えるように市と協議しながら施設整備を行う。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

ア 持続的に受注量を確保し、利用者に安定した工賃を提供する。

イ 利用者が仕事への責任感、持続性、協調性を身につけられるよう、施設外作業を通じて多様な訓練の場を提供し、就労への意欲を高めるための支援を行う。

ウ 一般就労に必要な知識・能力が高まった者については、一般就労への移行に向けた支援を行う。

エ 障害特性等により個別支援が必要な利用者の増加に伴い作業スペースが不足しているため、パーティションなどを利用し、作業に集中できる環境を整える。

オ 利用者の日中活動における精神衛生や満足度を高めることにより支援効果を上げるため、改築など施設の環境整備を行なう。

(2) 生活支援

ア 利用者が安定、充実した地域生活を維持できるよう見守り、必要に応じて関係機関と連携し支援する。

イ 利用者の健康状況を把握し、常に気を配り、日々の健康・衛生管理に努める。

ウ 面接・電話相談について職員間で情報を共有、連携し、常に対応できるよう体制を整える。

エ ウイルス等の感染症の発生と拡大を防ぐため手洗いや消毒、マスクの着用、三密の状況を避ける等、職員、利用者共に基本的な予防に務める。

(3) 地域福祉の推進

ア 社会福祉協議会の配食サービス業務に参加し、高齢者の見守りなど必要とされる取り組みを行う。

イ ウィンドーの配達業務を活かし、学童保育や高齢者世帯への配達など地域のニーズに合わせた取り組みを行う。

ウ 地域の関係機関と連携し教育実習や職場体験学習の学生・生徒等を積極的に受け入れ、障害に対する理解を深めてもらう。

(4) サービスの質の向上

- ア 支援の難しい利用者が増えているため、専門的な研修会に参加し、職員の技術力・支援力を高める。
- イ 業務内容の明確化と標準化により支援の共通認識を図りサービスの向上に繋げる。
- ウ 事業所の方針を周知し、職員全員が同じ目的を持って業務に取り組む。
- エ 共に歩む姿勢で、ニーズに合わせた支援と、一般就労に近い環境を整える。

(5) 危機管理について

- ア 火災・地震・水害が発生した場合、利用者に安全確保が迅速に行えるよう、年2回以上の防災訓練を行う。
- イ ヒヤリ・ハット事例や事故報告をまとめ、職員で共有、協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営に取り組む。
- ウ 苦情の際には速やかに対応し、職員間で対応方法を検討し、適切な支援が出来るよう取り組む。
- エ 虐待防止に関しては担当職員を置き定期的に職員のメンタルヘルスチェックを実施し防止対策に努める。
- オ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

IX 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

- | | |
|----------------|--------|
| 令和4年 6月 7日 (火) | 第1回理事会 |
| 令和4年10月13日 (木) | 第2回理事会 |
| 令和5年 3月10日 (金) | 第3回理事会 |

(2) 評議員会

- | | |
|----------------|-----------|
| 令和4年 6月23日 (木) | 定時評議員会 |
| 令和4年10月27日 (木) | 第1回臨時評議員会 |
| 令和5年 3月23日 (木) | 第2回臨時評議員会 |

(3) 監査会

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 令和4年 5月31日 (火) | (令和3年度事業報告及び法人会計決算監査) |
|----------------|-----------------------|